

西脇市定員管理計画

令和8年度～令和12年度

令和8年3月

西脇市

目 次

I	定員管理計画策定の趣旨	1
II	これまでの定員管理の取組	2
1	背景	2
(1)	定員適正化計画の策定（平成19年度～平成27年度）	
(2)	定員適正化計画の改定（平成22年度～平成27年度）	
(3)	定員管理計画の策定（平成28年度～令和7年度）	
(4)	定員管理計画の改定（令和3年度～令和7年度）	
2	職員数の推移	3
3	会計年度任用職員数の推移（病院除く。）	5
III	現在の定員管理の状況	6
1	類似団体別職員数の状況	6
2	北播各市の職員数との比較	8
3	年齢別職員数の状況	9
4	時間外勤務の状況	10
5	人件費の状況（病院除く。）	11
IV	新たな定員管理計画について	13
1	これからの定員管理	13
2	基本方針	13
V	定員管理計画の内容	14
1	計画期間	14
2	計画の対象	14
3	職員数及び年次別採用計画	14
4	基本方針に基づく取組	14

I 定員管理計画策定の趣旨

本市では、平成17年10月の新市発足後、平成19年1月に策定した「西脇市定員適正化計画」において、合併協議に基づき平成27年度末までに100人の職員削減（病院職員を除く。）を目標に掲げましたが、平成18年度から平成20年度までの3年間に多くの退職者が生じたことから、当初の目標を想定より早期に達成したところです。

このことを踏まえ、将来の安定的な行政運営を見据え、多様な雇用形態の活用や組織機構の見直しなどによるコスト削減を図るとともに年齢構成の平準化や職員資質の向上を進め、行政サービスの低下を抑えながら適正な職員配置を行うため、平成22年1月に定員適正化計画の改定を行いました。

さらに、平成27年5月には、職員数の削減を主目的としていた「定員適正化計画」から、最適な定員による、組織運営の効率化や合理化を目的とした「定員管理計画」に改めました。定員管理計画では、医療職等を除く職員数の目標を掲げ、今後の行政需要等の動向及び行財政改革の取組を踏まえるとともに、持続可能な行政経営を実現するため、適正な定員管理に努めてきたところです。

本市を取り巻く状況としては、人口減少や少子高齢化の進行、行政サービスのデジタル化など、社会の変化に合わせて、行政需要の多様化・複雑化への対応が求められています。さらに、自然災害や感染症等の急を要する危機管理への対応も増加傾向にあります。

また、職員の働き方を取り巻く状況も変化しており、働き方改革の推進やワーク・ライフ・バランスの実現、令和5年度から令和13年度までにかけて定年年齢が段階的に引き上げられることなど、多様な働き方に対応できるよう柔軟な人事管理が求められます。

このような社会状況の大きな変化を背景として、中長期的な視点で職員数を管理し、安定的かつ行政需要の変化に機動的に対応できる柔軟な人員体制を構築することを目的とし、新たな定員管理計画を策定するものです。

Ⅱ これまでの定員管理の取組

1 背景

(1) 定員適正化計画の策定（平成19年度～平成27年度）

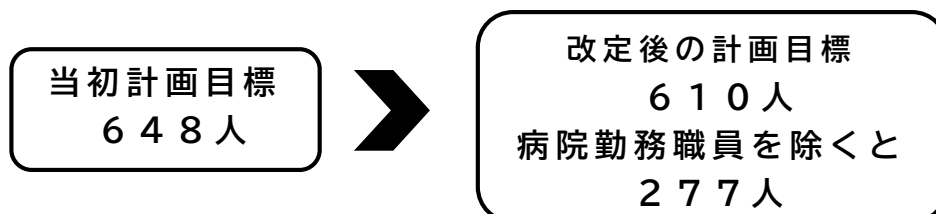
平成17年10月に西脇市と黒田庄町が合併し、新西脇市が誕生しました。合併による行財政改革の効果を最大限に生かすため、「最終目標は旧西脇市の職員数とする」とした合併協議の内容を尊重し、合併前職員数の748人から100人削減した648人を目標とする定員適正化計画を策定しました。



(2) 定員適正化計画の改定（平成22年度～平成27年度）

平成18年度から平成20年度までにおいて、想定を上回る退職者が生じたこと、病院における看護師の増員など、当初計画から事情に変更が生じたことから、病院に勤務する職員数を333人、老人保健施設に勤務する職員数を18人、保育園に勤務する職員数を13人、それ以外の職員を246人（人口千人当たり5.5人）と設定し、職員全体の目標人数は610人としました。

なお、病院に勤務する職員を除く職員数を277人とした目標については、2年前倒しで平成25年度に達成しています。



(3) 定員管理計画の策定（平成28年度～令和7年度）

定員適正化計画では、職員数の削減を目標に設定していましたが、定員管理計画では、不足数を補うことを目標にし、特に、年齢別職員数の平準化を図るため、不足している年齢層の職員を補うこととしました。

また、これまで定員適正化計画の対象から除外していた事務組合等への派遣職員や病院に勤務する行政職員について、適切な定員管理により、後任の派遣要員を確保しておく必要があることから、県や事務組合への派遣職員を含む全ての行政職（技能労務職を除く。）を対象とし、目標を280人とすることに改めました。

なお、病院に勤務する医療職員については、公営企業法の全部

適用に伴い、対象から除外することとしました。

(4) 定員管理計画の改定（令和3年度～令和7年度）

当初計画の目標については、平成30年度に達成しましたが、その後、新庁舎建設等の新たな行政課題に対応するため、令和2年4月の職員数が292人となったことから、令和3年度に計画を改定し、行政需要の増加や国の制度改正、地方分権の進展、新たな行政需要の発生等にも対応できる職員体制を構築するため、目標を296人としました。

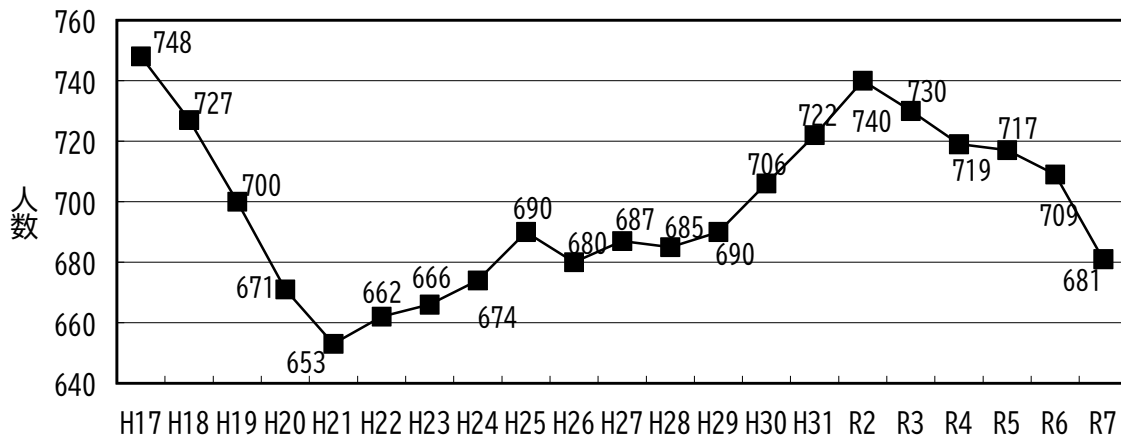


2 職員数の推移

一般行政職員のほか教育委員会や病院・水道事業等の公営企業を含んだ職員数の推移は、図表1のとおりです。

【図表1】 職員数の推移（H17～R7）

（各年4月1日現在）



●職員数の推移（平成17年～令和7年）

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
一般行政	253	232	218	204	192	184	177	168	165	159
特別行政	90	87	80	69	65	73	70	69	65	56
公営企業等	405	408	402	398	396	405	419	437	460	465
合計	748	727	700	671	653	662	666	674	690	680

	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
一般行政	162	165	164	170	179	185	183	183	184	189	185
特別行政	52	53	50	53	53	55	47	47	44	45	41
公営企業等	473	467	476	483	490	500	500	489	489	475	455
合計	687	685	690	706	722	740	730	719	717	709	681

●一般行政：合計職員数から特別行政及び公営企業等を除いた職員数

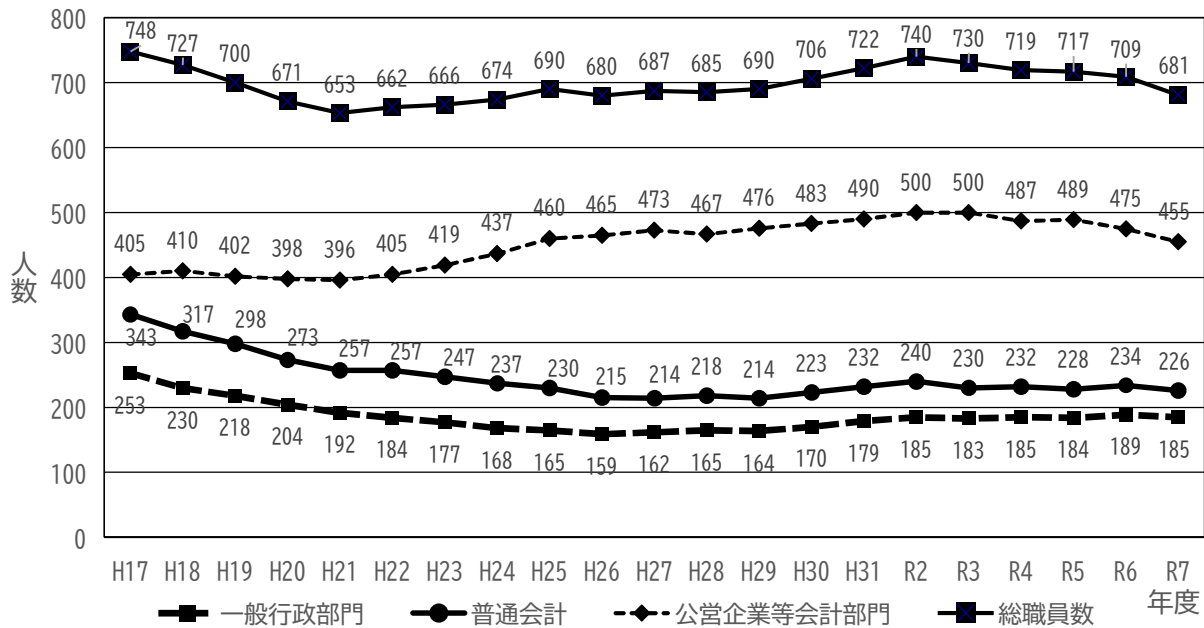
●特別行政：教育に属する職員数（H27から教育長を除く。）

●公営企業等：病院、水道、下水道、国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療事業に属する職員数

部門別職員数の推移は、図表2のとおりです。

令和2年度以降、総職員数は減少していますが、その主な要因は給食センターの民間委託の実施や、病院における職員確保が十分に進んでいないことによるものです。一般行政部門の職員数は、おおむね横ばいで推移しています。

【図表2】 部門別職員数の推移（H17～R7） （各年4月1日現在）

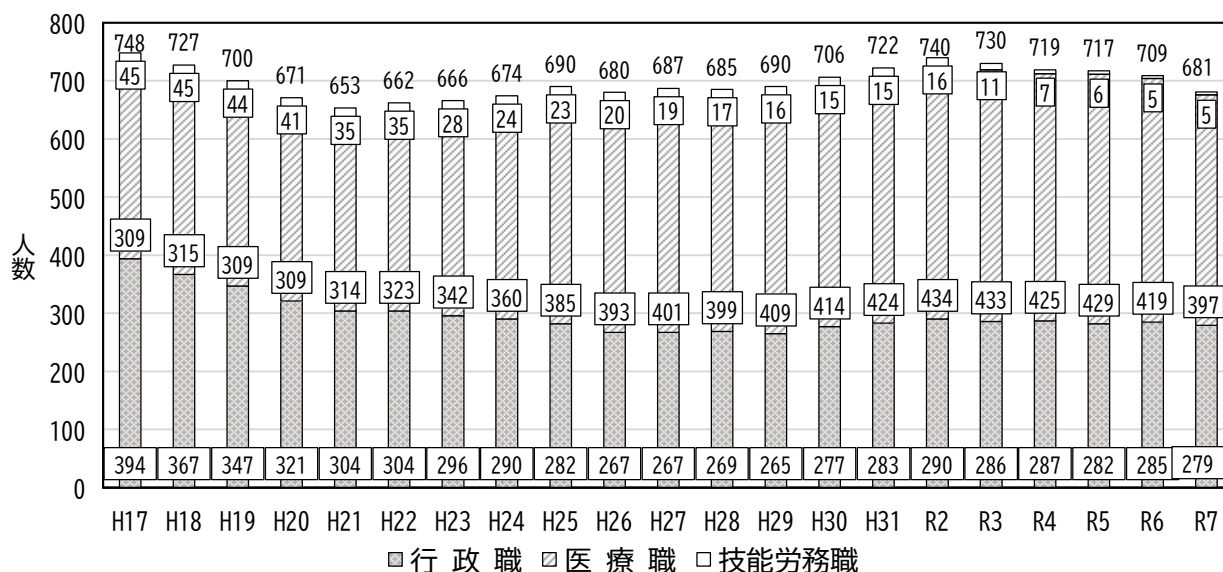


部 門	年 度	職 員 数 (人)																					
		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
普通会計	議 会	6	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	総 務	92	86	80	74	71	70	67	66	64	60	61	64	67	69	74	75	72	77	74	77	75	
	税 務	25	20	21	18	17	17	16	15	15	15	15	15	14	15	16	16	14	13	15	14	12	
	労 働	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	農林水産	20	18	16	17	17	15	16	16	15	16	15	16	16	15	15	15	16	16	13	13	11	
	商 工	6	9	9	8	8	9	9	6	5	4	5	5	5	5	6	6	6	6	6	6	6	
	土 木	32	30	27	25	22	23	22	20	21	20	20	20	20	19	20	24	24	22	21	21	24	
	小 計	182	168	158	147	140	139	135	128	125	120	121	125	127	128	136	141	137	139	134	136	133	
	福 祉 関 係	民 生	48	46	43	41	37	29	25	26	26	25	26	25	22	25	26	25	24	26	30	31	32
	衛 生	23	16	17	16	15	16	17	14	14	14	15	15	15	17	17	19	22	20	20	22	20	
小 計	71	62	60	57	52	45	42	40	40	39	41	40	37	42	43	44	46	46	50	53	52		
一般行政部門計		253	230	218	204	192	184	177	168	165	159	162	165	164	170	179	185	183	185	184	189	185	
教 育		90	87	80	69	65	73	70	69	65	56	52	53	50	53	53	55	47	47	44	45	41	
普通会計計		343	317	298	273	257	257	247	237	230	215	214	218	214	223	232	240	230	232	228	234	226	
公営企業等会計部門	病 院	331	337	330	330	333	343	359	376	399	405	412	408	418	424	436	448	449	437	438	427	405	
	水 道	19	17	15	13	12	11	10	10	9	9	9	8	7	7	6	5	5	5	5	4	4	
	下 水 道	18	18	15	12	11	11	10	11	11	11	11	11	11	10	8	8	7	7	7	6	6	
	そ の 他	37	38	42	43	40	40	40	40	41	40	41	40	40	42	40	39	39	38	39	38	40	
	公営企業等会計部門計	405	410	402	398	396	405	419	437	460	465	473	467	476	483	490	500	500	487	489	475	455	
総 職 員 数		748	727	700	671	653	662	666	674	690	680	687	685	690	706	722	740	730	719	717	709	681	

職種別職員数の推移は、図表3のとおりです。

令和2年度以降、いずれの職種においても、職員数が減少しています。その主な要因として、行政職及び医療職については、採用による人員確保が年々困難になってきていることから、採用による補充が十分に行えなかったこと、技能労務職については、給食センターの民間委託に伴い、技能労務職員が減少したことが挙げられます。

【図表3】 職種別職員数の推移（H17～R7） （各年4月1日現在）



年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
行政職	394	367	347	321	304	304	296	290	282	267	267	269	265	277	283	290	286	287	282	285	279
医療職	309	315	309	309	314	323	342	360	385	393	401	399	409	414	424	434	433	425	429	419	397
技能労務職	45	45	44	41	35	35	28	24	23	20	19	17	16	15	15	16	11	7	6	5	5
合計	748	727	700	671	653	662	666	674	690	680	687	685	690	706	722	740	730	719	717	709	681

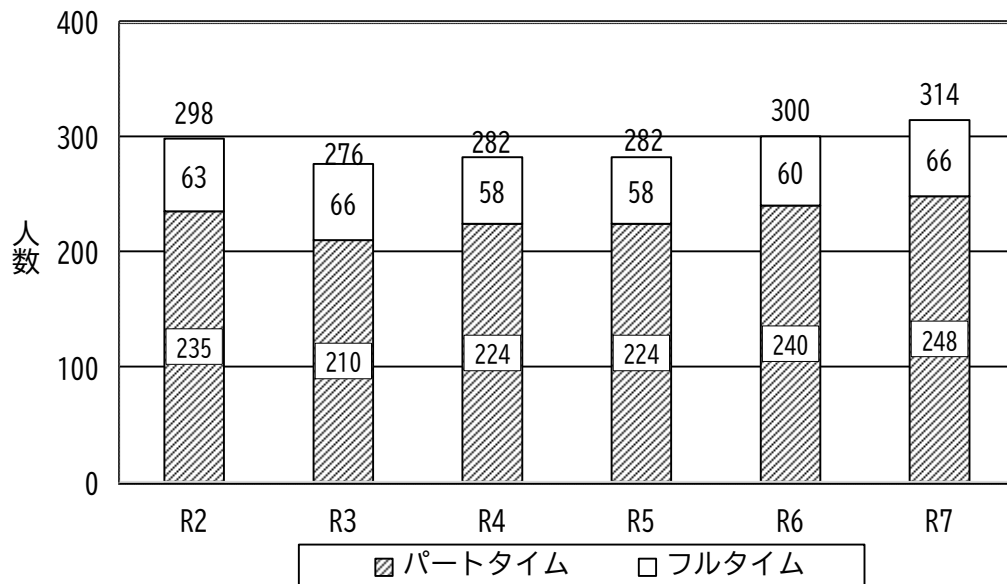
3 会計年度任用職員数の推移（病院除く。）

会計年度任用職員制度は、地方公務員法の改正に伴い、令和2年4月1日から新たに設けられた非常勤職員の制度です。同制度の導入により、各地方公共団体における臨時・非常勤職員制度の統一的な取扱いが定められ、本市においても、従来の嘱託職員、臨時職員及び一部の非常勤特別職が「会計年度任用職員」に移行しました。

会計年度任用職員は、専門的な知識や技能を必要とする業務や業務量の増加が見込まれる繁忙期の事務、育児休業等による職員の代替業務など、多様なニーズに応じて必要な人数と期間を精査した上で任用し、効率的かつ効果的な人員配置に努めています。

会計年度任用職員数の推移については、図表4のとおりです。

【図表 4】 会計年度任用職員数の推移（R2～R7）



職員区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
正規職員数	292	287	288	288	291	284
会計年度任用職員数	298	276	282	282	300	314
フルタイム	63	66	58	58	60	66
パートタイム	235	210	224	224	240	248
比率(※)	50.5%	49.0%	49.5%	49.5%	50.8%	52.5%

各年4月1日現在、医療職員を除く職員数（再任用職員（フルタイム）を含む。）
 ※ 職員数に対する会計年度任用職員数の割合

Ⅲ 現在の定員管理の状況

1 類似団体別職員数の状況

類似団体別職員数の状況は、毎年4月1日を基準日として総務省が実施する「地方公共団体定員管理調査」において、全ての市区町村を対象にして、その人口と産業構造（産業別就業人口の構成比）の2つの要素を基準にグループ（類似団体）に分け、グループごとの職員数の平均値を算出し、各団体の職員数と比較することで、定員管理の参考とするものです。

比較する部門は、各団体が様々に事業を実施している公営企業等会計部門を除外した普通会計の部門を対象としています。

本市は、区分Ⅰ-2に分類される団体で、類似団体は全国で84団体ありますが、本市の令和6年4月1日現在における人口1万人当たりの職員数（普通会計）は、図表5のとおり61.28人と類似団体中3番目に少ないことが分かります。

【図表5】 類似団体別職員数（普通会計部門）（令和6年4月1日現在）

類似団体比較 I-2（84団体）

（人口5万人未満、産業構造Ⅱ次・Ⅲ次90%以上かつⅢ次65%未満の団体）

順位	県名	市名	住基人口 (R6.1.1)	普通会計 職員数 (R6.4.1)	人口1万人 当たり職員数 (普通会計)
1	愛知県	高浜市	49,249	243	49.34
2	富山県	滑川市	32,728	190	58.05
3	兵庫県	西脇市	38,185	234	61.28
4	静岡県	裾野市	49,225	313	63.59
5	兵庫県	小野市	47,166	303	64.24
6	佐賀県	武雄市	47,472	317	66.78
7	茨城県	結城市	49,936	343	68.69
8	茨城県	下妻市	42,272	293	69.31
9	兵庫県	加西市	41,944	291	69.38
10	山梨県	中央市	30,657	213	69.48
11	福岡県	大川市	31,692	221	69.73
12	富山県	魚津市	39,274	275	70.02
13	三重県	いなべ市	44,697	313	70.03
14	栃木県	矢板市	30,577	218	71.30
15	兵庫県	加東市	39,681	283	71.32
84	岐阜県	飛騨市	22,106	355	160.59
類似団体平均					89.76

※「類似団体別職員数の状況（R6.4）」総務省自治行政局公務員部

※類似団体とは、人口規模、産業構造が類似した市のことです。

※西脇市は、人口5万人未満、産業構造Ⅱ次・Ⅲ次90%以上かつⅢ次65%未満の団体で、「I-2」に属しています。

団体によっては、清掃業務を民間委託している場合や消防業務を一部事務組合等の所管としている場合など、職員が配置されていない場合があることから、各部門に実際に職員を配置している団体のみを対象にして平均値を修正のうえ算出して分析した「定員管理診断表」（図表6）を比較すると、普通会計の職員数は、類似団体の平均270人に対し、本市は36人少ない状況であることが分かります。

【図表6】 定員管理診断表

（令和6年4月1日現在）

部門	西脇市の 職員数	類似団体の 職員数 (修正値)	比較 人	超過率 %
議会	4人	5人	△1	△25.00
総務	77人	84人	△7	△9.09
税務	14人	19人	△5	△35.71
民生	31人	32人	△1	△3.23
衛生	22人	28人	△6	△27.27
労働・商工	7人	15人	△8	△114.29
農水	13人	17人	△4	△30.77
土木	21人	27人	△6	△28.57
一般行政部門計	189人	227人	△38	△20.11
特別行政部門計	45人	43人	2	4.44
普通会計部門計	234人	270人	△36	△15.38
公営企業等会計部門計	475人	—	—	—
合計	709人	—	—	—

2 北播各市の職員数との比較

北播各市の職員数については、図表7のとおりです。

ただし、病院、消防、清掃なども自治体ごとで組織運営（単独、広域）が異なることから、一概に比較はできません。

なお、北播各市の令和6年度における類似団体別職員数（普通会計部門）の状況は次のとおりであり、各市ともそれぞれの類似団体の中でも職員数が少ないことが分かります。

【図表7】 北播各市の職員数の状況 (令和6年4月1日現在)

部 門	市人口	西脇市		小野市		三木市		加西市		加東市	
		38,185人	人口1万人当たり	47,166人	人口1万人当たり	74,028人	人口1万人当たり	41,944人	人口1万人当たり	39,681人	人口1万人当たり
議 会		4	1.05	3	0.64	5	0.68	4	0.95	4	1.01
総 務		77	20.16	70	14.84	101	13.64	63	15.02	77	19.40
税 務		14	3.67	19	4.03	22	2.97	15	3.58	15	3.78
民 生		31	8.12	31	6.57	60	8.11	33	7.87	62	15.62
衛 生		22	5.76	20	4.24	62	8.38	25	5.96	20	5.04
労 働		1	0.26	1	0.21	1	0.14	0	0.00	0	0.00
農 林		13	3.40	11	2.33	20	2.70	21	5.01	21	5.29
商 工		6	1.57	8	1.70	13	1.76	12	2.86	7	1.76
土 木		21	5.50	30	6.36	41	5.54	29	6.91	17	4.28
一般行政部門計		189	49.50	193	40.92	325	43.90	202	48.16	223	56.20
教 育		45	11.78	37	7.84	96	12.97	89	21.22	60	15.12
消 防		0	0.00	73	15.48	95	12.83	0	0.00	0	0.00
特別行政部門計		45	11.78	110	23.32	191	25.80	89	21.22	60	15.12
普通会計部門計		234	61.28	303	64.24	516	69.70	291	69.38	283	71.32
病 院		427	111.82	4	0.85	0	0.00	241	57.46	158	39.82
水 道		4	1.05	10	2.12	17	2.30	6	1.43	7	1.76
下 水 道		6	1.57	5	1.06	8	1.08	5	1.19	6	1.51
そ の 他		38	9.95	17	3.60	28	3.78	23	5.48	20	5.04
公営企業等会計部門計		475	124.39	36	7.63	53	7.16	275	65.56	191	48.13
合 計		709	185.68	339	71.87	569	76.86	566	134.94	474	119.45

※西脇市、加東市には市立の老人保健施設がある。（公営企業等 その他の分類）

※西脇市、小野市は保育所なし。

※三木市、小野市の病院は企業団として独立した扱いである。

《参考》

類似団体比較 II-2 (77団体)

(人口5万人以上10万人未満、産業構造Ⅱ次・Ⅲ次90%以上かつⅢ次65%未満の団体)

順位	県名	市名	住基人口 (R6.1.1)	普通会計 職員数 (R6.4.1)	人口1万人 当たり職員数 (普通会計)
1	福井県	鯖江市	68,402	373	54.53
27	兵庫県	三木市	74,028	516	69.70
76	新潟県	村上市	54,765	688	125.63
類似団体平均					77.94

再掲【図表5】類似団体比較 I - 2 (84団体)

(人口5万人未満、産業構造Ⅱ次・Ⅲ次90%以上かつⅢ次65%未満の団体)

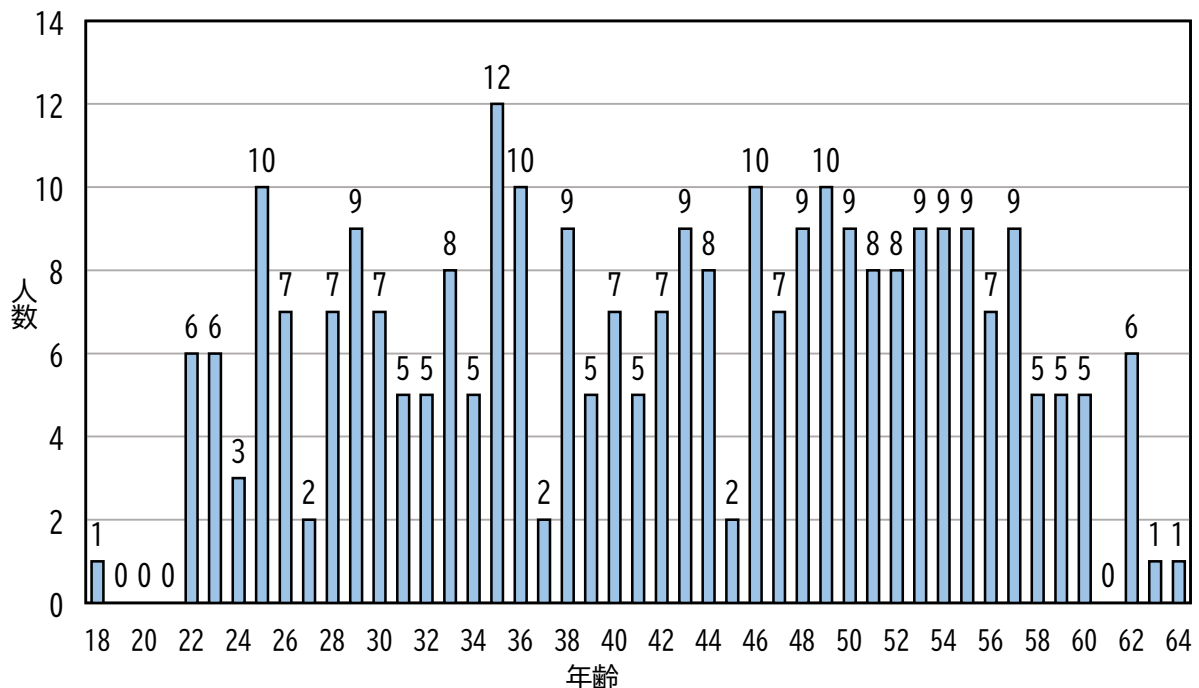
順位	県名	市名	住基人口 (R6.1.1)	普通会計 職員数 (R6.4.1)	人口1万人 当たり職員数 (普通会計)
1	愛知県	高浜市	49,249	243	49.34
2	富山県	滑川市	32,728	190	58.05
3	兵庫県	西脇市	38,185	234	61.28
4	静岡県	裾野市	49,225	313	63.59
5	兵庫県	小野市	47,166	303	64.24
6	佐賀県	武雄市	47,472	317	66.78
7	茨城県	結城市	49,936	343	68.69
8	茨城県	下妻市	42,272	293	69.31
9	兵庫県	加西市	41,944	291	69.38
10	山梨県	中央市	30,657	213	69.48
11	福岡県	大川市	31,692	221	69.73
12	富山県	魚津市	39,274	275	70.02
13	三重県	いなべ市	44,697	313	70.03
14	栃木県	矢板市	30,577	218	71.30
15	兵庫県	加東市	39,681	283	71.32
84	岐阜県	飛騨市	22,106	355	160.59
類似団体平均					89.76

3 年齢別職員数の状況

令和7年4月1日における職員の年齢別構成の状況（行政フルタイム再任用職員含む。）は、図表8に示すとおりです。

【図表8】 年齢別職員数

(令和7年4月1日現在)

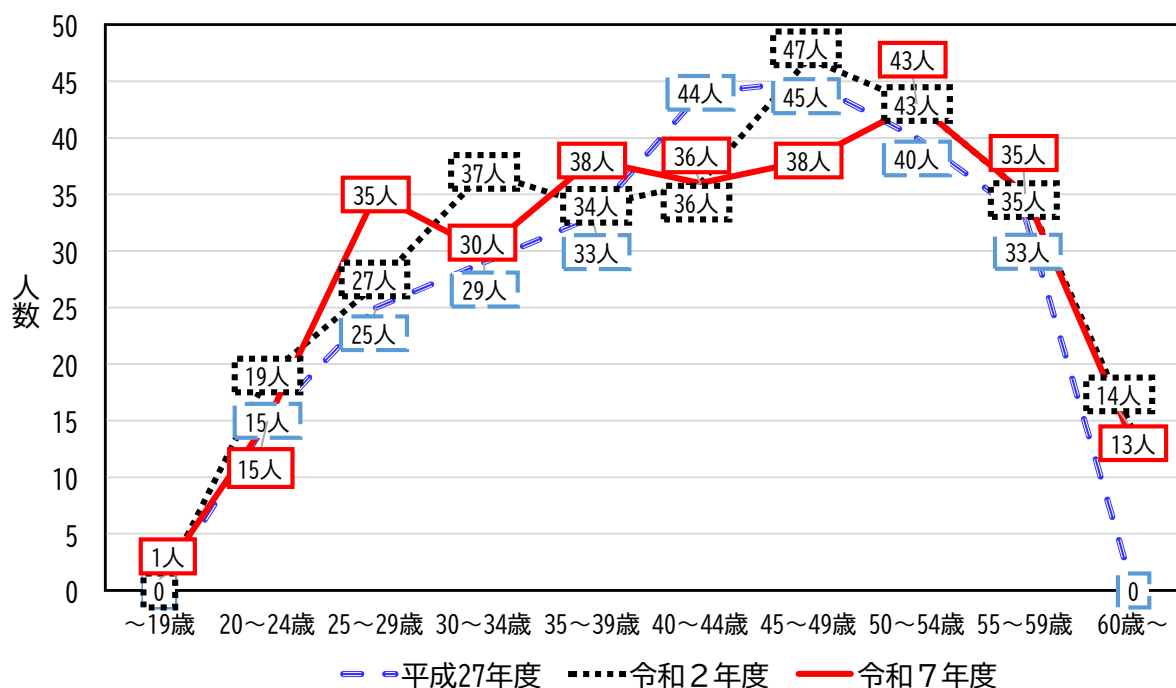


職員の年齢構成の変化については、図表9のとおりです。平成29年度から再任用制度、令和5年度から定年引上げが開始されたことに伴い、平成27年度と比較し、令和2年度と令和7年度は、60歳以上の職員が増加しています。

また、平成27年度では、40歳以上の年齢構成の比率が高く、各世代間での職員数に偏りがありましたが、令和7年度では、おおむね平準化されています。

今後は、定年引上げの運用に伴い、高齢期職員の豊富な経験や知識を最大限に生かすとともに、新規採用も継続的に行い、世代間のバランスを保ちながら、持続可能な職員数管理を行う必要があります。

【図表9】 年齢構成の変化



	～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60歳～	計
平成27年度	0人	15人	25人	29人	33人	44人	45人	40人	33人	0人	264人
令和2年度	0人	19人	27人	37人	34人	36人	47人	43人	35人	14人	292人
令和7年度	1人	15人	35人	30人	38人	36人	38人	43人	35人	13人	284人

4 時間外勤務の状況

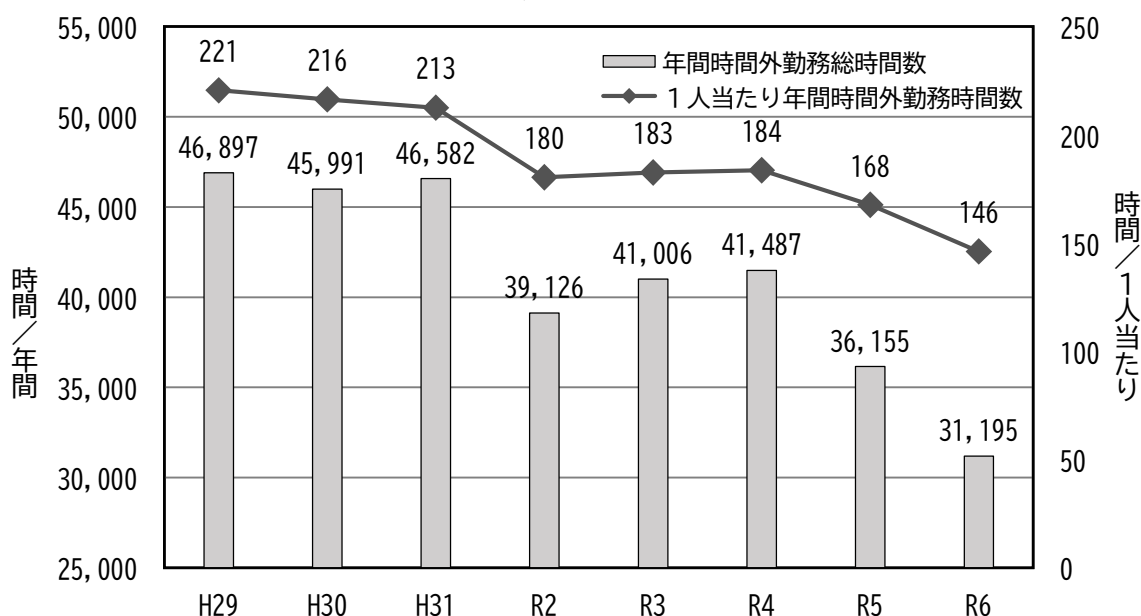
時間外勤務時間数については、図表10のとおりで、前回計画策定の令和2年度以降、減少傾向にあります。令和元年度から令和2年度までにかけての減少要因としては、新型コロナウイルス感染症の

感染拡大に伴い、窓口への来庁者の減少や事業、イベント等の中止により業務量が減少したことが挙げられます。その後、事業の再開に伴い、時間外勤務は、一時的に増加しましたが、出退勤システムの導入や時間外勤務の事前命令の徹底等の取組により、時間外勤務時間数の縮減が進んできました。

長時間労働は、職員の体と心の健康に悪影響を及ぼすおそれがあることから、引き続き、時間外勤務の適正な管理と休暇の取得促進に取り組む必要があります。併せて職員が職務上の責任を果たしながら家庭生活との両立ができる職場環境の整備を進め、仕事と生活の調和の実現が求められます。

【図表10】 時間外勤務時間数の推移

(単位：時間)



5 人件費の状況（病院除く。）

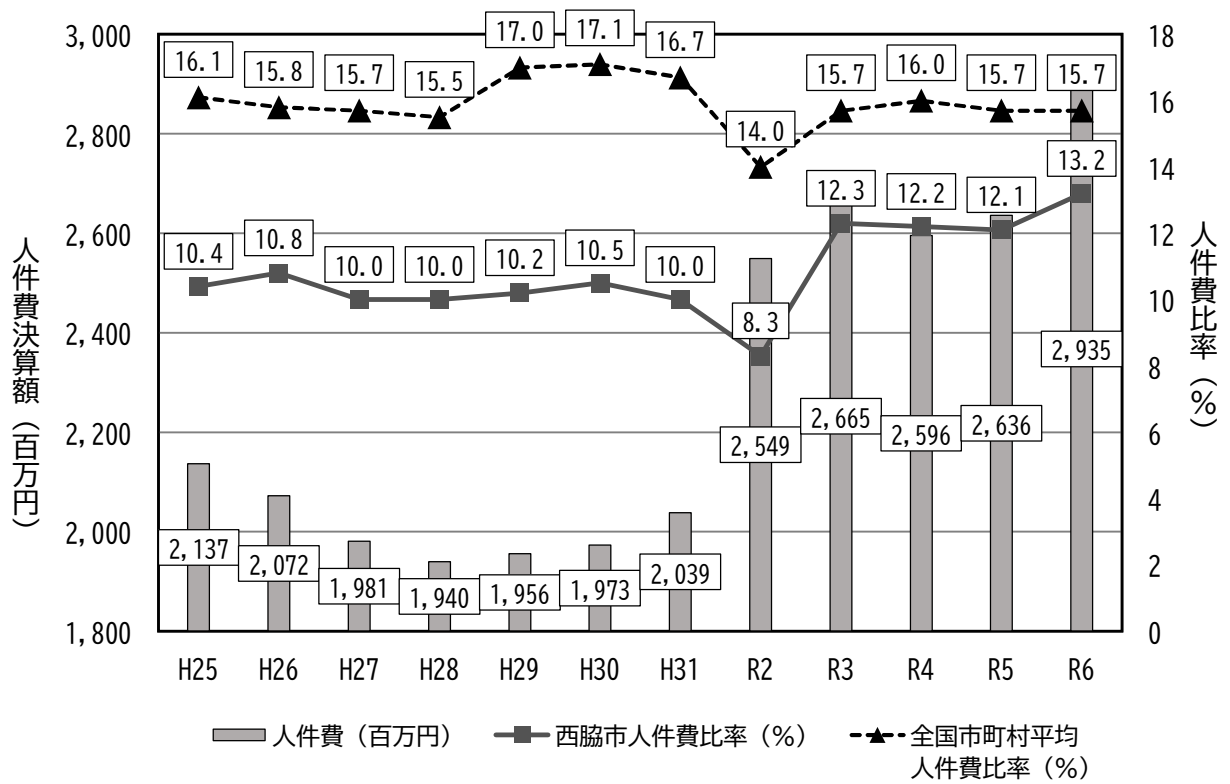
人件費の状況（普通会計決算）は、図表11のとおりです。

令和6年度決算における人件費比率（歳出額に占める人件費の割合）は13.2%となり、増加傾向で推移しています。令和2年度から人件費決算額が大きく増加している主な要因は、会計年度任用職員制度の開始に伴い、これまで物件費として計上していた臨時職員の給与を人件費として扱うことになったためです。さらに、令和6年度からは会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとなり、給与改定の影響も加わって、人件費が大きく増加しました。

なお、令和6年度全国市町村平均の人件費比率は15.7%（※）となっており、本市と比較して2.5ポイント高くなっています。

※令和6年度市町村普通会計決算の概要（速報値）令和7年9月30日公表

【図表11】 人件費の状況（普通会計決算）



IV 新たな定員管理計画について

1 これからの定員管理

地方自治体にはこれまでも地域の実情に応じた、主体的かつ柔軟な取組が求められてきたところです。特に、地域経営の根幹を担う基礎自治体の重要性は一層高まっており、本市においても、今後人口減少等により人材や財源などの資源の減少が予測される一方で、多様化・複雑化する行政需要は増加が見込まれます。

このような状況を踏まえ、これからの定員管理は、人員数の確保・削減といった数量管理にとどまらず、効果的かつ効率的な組織体制の整備と持続可能な行政運営を実現することを目的に、DXの推進による業務効率化や新たな行政課題への対応力の強化など、行財政改革の取組を着実に反映させ、組織において最適な人員構成を構築することで、適正な定員管理に取り組む必要があります。

2 基本方針

本市では、定員管理計画に基づき、社会情勢の変化に伴う新たな課題に対応し、地域の実情に応じたきめ細かな行政サービスを提供するため、増大する行政課題に迅速かつ的確に対応できる人員配置に努めてきました。

今後も、行政需要の増加が見込まれる中、国の制度改革や地方分権の進展、デジタル社会の推進等の新たな行政課題にも対応できる職員体制を構築していく必要があります。

また、働き方改革に係る取組として、職員の時間外勤務の縮減や多様な勤務形態の導入、子育てや介護との両立支援など、職員個々の心身に配慮した働きやすい職場環境の整備を進めていく必要があります。

さらに、頻発・激甚化する自然災害や感染症等の危機事象への対応も考慮し、業務継続性を確保できる体制の構築に努めることも重要となります。

一方、少子高齢化に伴う人口減少が進む中、将来の財政負担を抑えながら、今後も事務事業の見直しや改善を行い、より効果的かつ効率的な行財政運営に努めなければなりません。

このような方針のもと、新たな定員管理計画の策定に当たっては、人件費の適正管理を図りつつ、将来にわたって安定した行政サービスを継続して提供するために必要な職員数を確保することを基本とし、職員個々の能力と組織力を最大限に発揮できる最適な体制を構築することとします。

V 定員管理計画の内容

1 計画期間

計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とし、各年度4月1日を基準とします。

2 計画の対象

本計画の対象となる職員は、県や事務組合への派遣職員を含む全ての行政職（技能労務職を除く。）職員とします。

また、再任用職員等については、フルタイムで勤務する再任用職員及び任期付職員を含むものとします。

※技能労務職の退職後は不補充とし、委託や会計年度任用職員対応とします。
※医療職については、「西脇病院経営基本計画」において別途定員管理の取組を行っていることから、本計画の対象から除外します。

3 職員数及び年次別採用計画

令和3年度改定の定員管理計画では、令和7年4月1日現在の定員管理対象人数を296人と設定していましたが、実績は284人となりました。これは、退職者数が計画策定時の見込みを上回ったことにより、採用による人員の補充が十分に行えなかったことが要因です。当該計画では、20歳代から30歳代までにかけて職員数の不足と偏りが見られることから、年齢別職員数の平準化を目的としていました。しかし、図表12に示すとおり、令和7年4月1日現在においても、20歳代から30歳代までの職員数において、標準化ラインである7人に達していない年齢層が多く見られます。

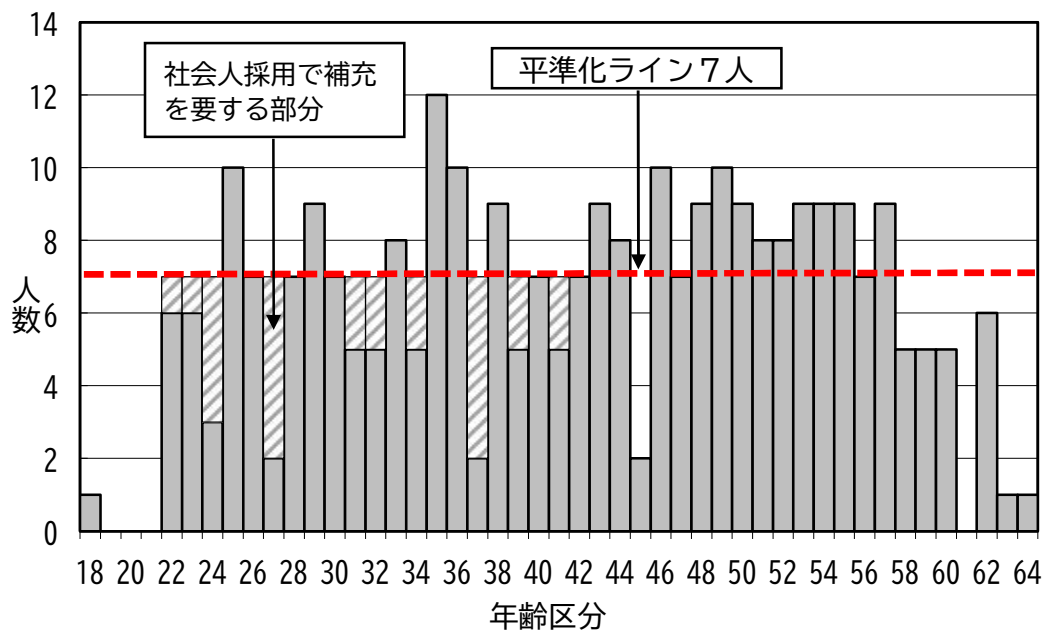
このため、新たな計画においても、引き続き1年齢当たり7人を目標値とし、令和3年度改定の定員管理計画で設定した296人を計画人数として再設定します。

令和7年4月現在
職員数284人



計画改定後
目標296人

【図表12】年齢別職員数の平準化（行政職(1)）（令和7年4月1日現在）



	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	合計
人数	1人	50人	68人	74人	78人	13人	284人
比率	0.4%	17.6%	23.9%	26.1%	27.4%	4.6%	100%

以上のことから、計画期間における年次別採用計画を図表13のとおり設定し、目標管理に向けて取り組んでいくものとします。

【図表13】定員管理計画（行政職(1)）

（単位：人）

		基準年度	定員管理計画				
		R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
職員数	4月1日現在	284	285	289	289	294	296
	年度末	272	271	273	276	281	278
普通会計・企業会計部門	退職者数	▲ 14	▲ 14	▲ 16	▲ 13	▲ 13	▲ 18
	定年退職	0	▲ 3	0	▲ 3	0	▲ 5
	再任用	▲ 1	▲ 1	▲ 6	0	▲ 3	▲ 3
	その他退職等	▲ 13	▲ 10	▲ 10	▲ 10	▲ 10	▲ 10
	途中採用・異動等による増減	2	0	0	0	0	0
	新規採用者数	14	13	15	16	15	15
	再任用者数	1	0	3	0	3	0

4 基本方針に基づく取組

基本方針に基づく、職員数の確保及び職員個々の能力と組織力を最大限に発揮できる体制構築を実現するため、「人材育成・確保基本方針」を策定し、取組を進めます。